

## 産業廃棄物 積替・保管施設

許可 取得 業者 名	処理業者名・代表者名	
	本店所在地・電話番号	
	施設の設置場所	
	施設責任者名	
保管する産業廃棄物の 種類および保管量		
最大保管高さ		
許可番号		
許可期限		
許可条件		(1) 積替え保管施設の作業時間は、原則として6時から24時までとする。(2) 積替え保管を行う産業廃棄物の搬出は全て自ら行い、他人にこれを委託してはならない。(3) 「産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及びその他の関係法令を遵守すること。(4) 積替え保管は本都の承認を得た方法により行うこと。